

## 明日の裁判所を考える懇談会(第9回)協議内容

### 1. 日時

平成15年7月18日(金)15:00～17:00

### 2. 場所

最高裁判所図書館特別研究室

### 3. 出席者

(委員・50音順)

大木美智子委員,大谷昭宏委員,北川正恭委員,田中直毅委員,平木典子委員,松尾浩也委員,米本昌平委員

(最高裁判所)

中山隆夫総務局長,大野市太郎刑事局長

[オブザーバー:濱田邦夫最高裁判所判事,小池裕審議官,大谷直人秘書・広報課長,山崎敏充人事局長,大谷剛彦経理局長,園尾隆司民事・行政局長,山崎恒家庭局長]

### 4. 議題(第9回テーマ「裁判員制度」)

- (1) 裁判員制度について意見交換
- (2) 今後の懇談会の進め方について
- (3) 次回以降の日程について

### 5. 会議経過

- (1) 意見交換の概要

(最高裁)

裁判員が実質的に審理に加わることができるようにするためには,どのような配慮が必要か,より分かりやすい審理を行うためにはどうしたらよいのかについて,ご意見をいただきたい。

現在,裁判員制度については,司法制度改革推進本部の検討会で検討が続けられ

ており、裁判体の構成(裁判官及び裁判員の数)は固まっていないが、いずれにせよ、裁判員は、裁判官と合議体を組んで、一定の重大な刑事事件の審理に当たり、有罪・無罪の決定及び有罪の場合は刑の量定に関する判断に参加してもらうことになる。

そこで、裁判員には、法廷における審理、とりわけ証拠調べを通じて、被告人が有罪か無罪かを判断し、有罪の場合には量刑についての意見を形成し、これを裁判官や他の裁判員との評議の場で表明してもらわなければならない。そのためには、何よりもまず、裁判員が事件の内容や争点を把握し、証拠調べの内容を理解した上で、自分の判断、考えをまとめる必要がある。

御承知のとおり、現在の刑事裁判手続は、検察官の公訴提起によって開始され、法廷における審理を経て判決に至る。公判手続は、冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続に分けられる。大ざっぱに言えば、冒頭手続は事件の内容と争点を明らかにするための手続、弁論手続は証拠調べの結果に基づく事件の見方及び量刑に関する当事者の意見を聞くための手続であり、刑事裁判の中核をなすのは、その中間に位置する証拠調べ手続、すなわち、冒頭手続で提示された争点について証拠を調べ、事実認定を行う手続であるといつてよいと思われる。

なお、評議は手続の途中にも適宜行われるが、最終的な評議は弁論手続後に行われ、その結果に基づき判決が宣告される。

本日は、議論の材料として、ある事件を取り上げ、評議の場における事実認定の手法を説明させていただきたい。

この事件は、被害者とけんかになった被告人が、被害者を殺そうと考え、包丁を持ち出し、被害者の胸を刺そうとしたが、身をかわされたため、被害者の右上腕部に傷を負わせたにとどまったとして殺人未遂の罪で起訴されたという事案である。

事件の争点は、(1)被告人が包丁で被害者の胸部を意図的に突き刺そうとしたか、それとも、もみ合いの結果、誤って被害者に包丁が突き刺さったのかという点と、(2)前者とした場合、被告人に殺意があったかどうかという点である。

そこで、この事件における事実認定の手法について、簡単に説明すると、争点(1)については、中核となる被害者の証言と被告人の供述が真正面から対立しており、被

害者の証言と被告人の供述のいずれが信用できるかを、他の証拠と突き合わせながら、地道に判断していく作業が必要となる。この点について、実際の判決は、被害者の証言は、医者の供述、実況見分調書から認められる現場の血痕の状況、目撃者2名の供述等により裏付けられ、信用できるのに対し、被告人の供述は、捜査段階初期の供述から重要な点につき変遷している上、血痕の付着状況等の客観的証拠と矛盾していて信用できないものとしている。

争点(2)については、争点(1)についての判断、すなわち、被告人の犯行態様が、殺意認定の上で最も重要な意味を持つことになる。また、この事件では、その他、凶器の種類・形状・性能、傷の部位・程度、被告人の犯行前後の行動、動機になりそうな背景事情等を総合考慮して、殺意があったかどうかを判断することになるであろうが、殺意のような主観的要素についても、むしろ、このように、被告人の自白以外の外部的・客観的の事情によって認定しなければならない場合が多いことに留意していただく必要がある。

この事件におけるおおざっぱな事実認定の手法をご説明したが、このような手法自体は、裁判員制度の下でも、何ら変わらないものと考えられる。もっとも、これらは、必ずしも難しいことを要求しているわけではない。要は、検察官や弁護人が、事件の争点や立証方法が明確になるような分かりやすいプレゼンテーションを行った上で、証拠調べの方法などに工夫をこらし、また、裁判官が、最終的な評議の場はもとより、審理の途中でも事件の争点とそれに関する証拠を分かりやすく説明し、何を評議すべきか、その枠組みを提供することが必要であり、そうすることにより、裁判員にも自然な形で理解していただけたと思う。

このように、裁判員制度の下では、事件の争点やそれに関する証拠の内容を裁判員によく理解してもらい、実のある評議を行って、適切な事実認定をしてもらうようにするためには、どのような工夫が必要かということが非常に重要になってくる。

現在は、検察官が、証拠調べ手続の最初に冒頭陳述を行うが、これは検察官が立証する事実を物語形式で述べるものが一般的であり、一方、弁護人は、通常の事件では、冒頭陳述を行わない。しかし、裁判員制度の下での新しいやり方として、検察官の冒頭陳述は争点を明確にして、これをどんな証拠で立証するかを述べるものとし、

弁護人も冒頭陳述をしてどの点をどんな証拠を根拠に争うのかははっきりさせることとしてどうかと考えている。

(最高裁)

ご承知のように、アメリカ、イギリスの陪審制度には判決理由がない。参審制を採っているフランスでも判決理由はほとんどないといってよい。これに対して、日本の刑事裁判では、かなり詳細な判決理由が記載されているところに特徴がある。つまり、きちんと判決理由を示すことで、被告人、弁護人や検察官、あるいは国民に対して説明責任を果たしているということができ、この点は今日の日本の裁判の一番よい点であろうと認識している。

司法制度改革審議会意見書にも、「裁判員が関与する場合でも、判決書の内容は、裁判官のみによる裁判の場合と基本的に同様のもの」とする旨が記載されており、裁判員制度が導入されても、基本的にはこれまでの判決書のレベルは維持することが要求されていると考えている。

このような日本の裁判の長所を維持するためには、裁判員が事実認定上の問題点はもとより、法律的な問題点も十分理解した上、実質的な評議を行うことが前提となる。そのためには、非法律家である裁判員が公判手続、証拠調べを通じて十分に心証を形成できるようにする必要がある。そのためには、今法廷で一体何が行われているのか、それがこの事件をどう解明していくのか、そういうことが刻一刻と分かっているかなければならないのであり、そのための工夫が必要であるということである。

(最高裁)

裁判員制度の下では、事前準備手続の中で検察官、弁護人の双方がきちんと争点はここであるということを確認した上で、検察官は、こういう事実をこういう証拠で立証する、争点はここであると明示することになり、弁護人の方もそれに応じて、この争点についてはこういう疑いがある、あるいはこういう証拠でここを崩していくといった材料を最初から両方が出し合うことになる。模擬実演を行うので、ご覧いただきたい。

(検察官と弁護人の冒頭陳述を模擬実演)

(検察官の冒頭陳述)

初めにこれから事案の概要,争点,検察官の立証予定をお話します。

事案の概要ですが,被告人と被害者は飲食店 を共同で経営していました。しかし,二人はことあるごとに対立し,被告人は被害者に対する不満や憤りを募らせていました。事件当日,被害者が被告人を無視していつもより早く閉店しようとしていました。被告人はこれに腹を立て,被害者に向けて を投げつけました。そこで,(注:以下,現場見取り図を利用し,適宜,当事者の位置関係を示しながら説明した。)被告人と被害者はつかみ合いになり,被告人は,被害者を殺してやろうと思い,店のキッチンに行き包丁を持ち出し,周囲の者が止めるにもかかわらず,包丁を振り上げて被害者に近づいていき,被害者の胸めがけて包丁を突き刺そうとしました。被害者はとっさに体を回転させながら,右腕を挙げて防御しました。包丁は被害者の右腕に突き刺さりました。なおも,被告人は,胸を突き刺そうとしましたが,被害者が包丁をつかんで防戦し,周囲の者が被告人と被害者を引き離したことで,被害者は命を取り留めました。ただ,被害者は治療に約6週間かかる怪我を負いました。

ところで,被告人は,被害者から身を守るために手を出したのだ,被害者の方から近づいてきて包丁をつかんできたのだ,揉み合いとなった際に誤って包丁が被害者に刺さってしまったのだ,被害者の胸を突き刺そうとしてもいないし,殺すつもりもなかったと主張しています。また,弁護人は,仮に被告人が被害者を包丁で突き刺したとしても,それは被害者の攻撃から身を守るためにしたのだから,正当防衛であると主張しています。(中略)

要約しますと,この事件では,三つの争点があることとなります。第一は,被告人は被害者の胸を包丁で突き刺そうとしたのか,それとも突き刺すつもりもないのに誤って被害者の腕に刺さってしまったのか,という点です。第二は,被告人に被害者を殺してやろうという気持ち,すなわち殺意があったのかなかったのかという点,第三は,被告人には正当防衛が成立するのかです。この点では,その前提として被告人の主張するとおり,果たして被告人が包丁で攻撃する前に被害者による攻撃が迫っていたのかそうでなかったのかという点が問題となります。

検察官は,これから次のような証人,証拠を出します。

まず,被害者です。彼は,被告人に胸を突き刺されそうになったことを証言してくれる

でしょう。

次に目撃者です。その場にいた店のお客さんと被告人の妻が、被告人の方が被害者に向かっていったことを証言するでしょう。被害者の妻からは、犯行直後に被告人が言った言葉についても証言があるでしょう。この言葉は、被告人の当時の気持ちを示すもので、重要な証拠となります。

店内の様子、特にどこに血痕が飛散していたか、付着していたかという点についても証拠で出します。この血痕の飛散状況、付着状況も被告人が被害者に向かっていったことを裏付けてくれるでしょう。

また、被害者を治療した医者も証言します。この証言により、被害者の傷の状況やそれがどのようにしてできたかが明らかになるでしょう。

これらの証拠を提出することにより私は、裁判官及び裁判員の皆様において、被告人は殺人未遂罪で有罪であると判断していただけると確信しています。

〔弁護人の冒頭陳述〕

次に弁護人の冒頭陳述に入ります。初めに被告人は無罪であることを改めて主張しておきたいと思います。検察官が主張している事実は違います。

まず、検察官は、被告人と被害者がつかみ合いになったと言います。しかし、実際は、被告人より体が大きく力の強い被害者が一方的に被告人を殴っていたのです。検察官は、被告人が被害者を殺してやろうと思って包丁を持ち出したと言います。しかし、実際は、被告人は被害者にやられてしまうという恐怖心から、身を守るために包丁を持ち出したのです。検察官は、被告人が包丁を振りかざして被害者に向かって行ったと言います。しかし、(注:以下、現場見取り図を利用して当事者の位置関係を示しながら説明した。)実際は、被害者が近づいてきて、被告人の包丁を奪おうとしたのです。そこで、両者が揉み合いとなり、その際に誤って包丁が被害者に刺さってしまったのです。被告人は、被害者に包丁を取られないように最後まで包丁を手放さずにいただけなのです。被告人は、被害者の胸を突き刺そうとはしないし、被害者を殺すつもりも全くありませんでした。

弁護人は、目撃者である被害者の妻の証言を聞いていただければ、被告人の供述が信用できることが分かっていただけだと考えています。

また、日頃から二人の間に諍いがあり、被告人が被害者を恐れていたことが、被告人質問や被告人の妻の証言により明らかになると考えています。

なお、仮に検察官の主張するように被告人が包丁で被害者を突き刺したと認められたとしても、被告人は被害者から一方的に殴られるなどの攻撃を受け、怯えていたところに、被害者が近寄ってきたことから、自分の身を守るためにやむをえずそのような行為をしたといえます。したがって、正当防衛が成立すると考えています。

最後に、被告人を有罪とするには、検察官は、合理的な疑いを超える程度の立証をすることが必要であります。これは、被告人は無罪ではないかと考えられる点の一つでもあれば、被告人を無罪にしなければならないということです。検察官がこの立証をできずに審理は終了し、被告人は無罪になると、弁護人は確信しています。

(最高裁)

今までと違うのは、まず争点を明確にしていること、それからこれから取り調べられるであろう証拠と証明すべき事実との関係を明らかにしていることである。今までは、物語式でこういう事実があったということだけを提示していた。

(平木委員)

聞いているだけでは理解できないのではないかと。メモしていないと内容が分からないだろうと思う。メモしていても、例えば被告人と被害者という言葉を聞いているだけで、どっちがどっちか分からなくなってしまうように思う。

(最高裁)

聞いている方の顔をもっと見ながら、理解されているかどうか確認しつつ、説明していかなければならないということであろう。

(田中委員)

これまでと違って、方針がそれぞれはっきりしているので、審理のスピードは速くなるのか。

(最高裁)

争点が明確になり、しかも、そこに限られた証拠を中心に調べられるということになるから、そういう意味では審理はスピーディーになると思われる。そのためには、事前の準備をきちんと行うということが前提になる。

(大木委員)

一生懸命聞くだけでももう精一杯という感じだった。例えば、書面のようなものに基づいて説明をしていただけることということはないのか。

(最高裁)

おそらく、そのような書面は準備することになるであろう。書面を裁判員にお配りして、その書面を見ながら、重要なところは線を引くなどして、理解していただくことになると思われる。

(最高裁)

最高検察庁でも、冒頭陳述をビジュアル化することも有効な方法であり、必要に応じてチャート図や現場図面を利用して、検察官の立証しようとする事実関係を平易で理解しやすいようすることを検討しているようである。

(平木委員)

その方が分かりやすいと思う。

(最高裁)

私たちの方も、今の模擬実演は相当工夫はしているが、これで本当に分かっていたのか、まだまだ、工夫、検討が必要だというのが実感である。

(松尾委員)

この事件は、一見簡単な事件のようであるが、実際の判断過程はもっと複雑で、法律的に絞り込まれた争点は、(1)、(2)の二つだけけれども、その周辺にいるんな争いがある。この事件では、結果発生の前にどの程度の「もみ合い」があったのか、被害者と加害者の間のやりとりではどちらが攻撃的だったかなど、両者の主張はくい違っていたのではないか。それから、冒頭陳述の字句などは、もっと理解しやすくする余地があったと思う。

(米本委員)

裁判手続の流れの中で、争点をどのように絞り込んでいくことになるのか。

(最高裁)

公判手続前の事前準備手続において、検察官、弁護士、裁判官が集まって、検察官の方から証拠を開示して、弁護人の意見も踏まえた上で、殺意があったのか、なかつ



たのかなどの主張を整理することになる。また、仮に、殺意があったとしても、正当防衛が成立するのではないかなど、意見を出し合って、争点を絞り込んでいくことになる。

(米本委員)

今まではそういうことは一切しなかったのか。

(最高裁)

今までも当事者間で行うという形で行われていたが、あまり徹底されていなかった。

(最高裁)

今現在は、この程度の事件の内容であれば、おそらく、検察官と弁護人とで「これが争点である。」と簡単に整理し、裁判官も法廷に入ってから、事件についての認否を聞くことにより、「争点が何か。」ということについて比較的簡単に把握することができた。しかし、非法律家を前提とする裁判員制度の下では、そうはならない。したがって、裁判員制度で大事なことは、絞り込んだ争点について、いかにそれを裁判員にかみ砕いてわかりやすく説明するかということになると思う。また、裁判員は、例えば、1週間あるいは2週間ずっと家を空けるわけにもいかないので、できる限り連日開廷し、集中して、一日中審理を行い、2、3日で審理を終えることにしなければならない。そういうことも事前準備の段階で決めておき、この事件は3日で終わる旨を裁判員に事前に示した上で、審理を始めることになるのではないかと思われる。

(大谷委員)

本来、裁判は公開のはずであるが、今説明のあった事前準備は公開されない。確かに、審理を速めることはよいことだが、事前準備が公開されないので、野球でいえば、6回裏ぐらいから試合をするようなものではないか。そうなると、ほぼ試合が決まっているのではないかというような感じになる。もう一つは、準備手続に被告人はどの程度関与できるのかということもお聞きしたい。本来であれば、被告人の罪状認否などは、法廷で初めて行うべきであるのに、密室でこそそと先にやられてしまったら、問題ではないか。法廷で、被告人は、どれだけの主張ができることになるのか。

(最高裁)

被告人は事前準備に立ち会うことができるという制度設計になるのではないかと思う。罪状認否や証拠調べは、公判が始まってから行うことになる。今までは、検察官と弁護士の主張は第1回公判に出てきて明らかになっていたが、その部分だけを前に持っていくことになる。また、証拠調べ自体は事前準備手続においても基本的にしないし、事前準備で争点という形で整理はされるけれども、被告人の罪状認否そのものは法廷で行うことになる。

(最高裁)

裁判官が事前準備手続に入るのは、あくまでも争点整理のためであり、証拠の具体的内容に触れることはない。それから、事前準備手続に被告人が入らない場合にも、事前に弁護人は被告人との接見を十分に行い、他方、検察官も証拠を十分に整理して開示し、その上で行うということが前提である。したがって、「密室」といわれると何か非常に悪いイメージがあるけれども、そういうものではないことはご理解いただきたい。また、被告人が公判廷で新たな主張をしていくということがあり得るであろうし、それは権利として保障されている。

(最高裁)

今でも、第1回公判前に裁判所が関与して、事前準備が行われると同時に、第1回公判が開かれた後でも、争点整理が十分でなければ、公判とは別のところで、三者がそろった席で争点整理をするという準備手続の制度がある。それに対して、別に「密室」という形で非難されることはなく、やはり法廷で集中した審理ができるように行われているわけである。ただ、現在、第1回公判が開かれたところで一気に連続して審理が進められているかという点、どうしても分断が生じてしまい、事前準備をした上でまず第1回公判を開いて認否を聞いたところで、また今度は準備手続に付するという形の間延びした審理になりかねない。そこで、第1回公判を開く前に十分に準備を済ませておいた上で、その後は一気に争点について裁判員の方にも分かりやすい審理をしようという制度を考えているのだろうと思われる。

(最高裁)

いずれにせよ、冒頭陳述では、相当プレゼンテーション能力が必要となる。

(最高裁)

アメリカなどの陪審法廷を見学すると、途中から傍聴を始めても、写真を使うなどして何をやっているかということはすぐ理解できるが、日本の法廷というのは、公開ということにはなっているけれども、何をやっているか関係者でないと全然分からない。裁判員制度になれば、むしろ逆に、今の公開よりもはるかに一般の傍聴人が分かる仕組みになると思われる。

(大谷委員)

被害者の妻の証言などがあるかと思われるが、その内容は、事前準備手続の段階で、裁判官は読むことになるのか。

(最高裁)

読まない。この事前準備手続の段階では、せいぜい概括的に、目撃者とか、被告人の妻の証言とかというだけで、中身は見ない。

(大谷委員)

冒頭陳述で、検察官が、「被告人の妻の証言によって、加害者に殺意があったことが立証されるだろう。」と述べたとしても、ただ単にぼんと証拠を出されても、なかなか分からない。何で被告人の妻が被害者に有利なことを言うのかという素朴な疑問が出てくる。これは、今までのような裁判では、ある意味で物語性みたいなもの、人間関係がきちんと出てきて、被告人の妻も被告人に対して快く思っていなかったとか、そういう背景は出てきたのではないか。それが今回は出てこなくて、いきなりぼんとこれを出されたときに、どうやって被告人の妻の証言を聞くことになるのか。こういう輪切りみたいに、ぼんぼんと証拠を出されたら、裁判員にとって理解できるのか。人間関係はどうなっているんだということになるのではないか。裁判員によっては、何か狐につままれたような気持ちになってしまうのではないかと思われるが、どうか。

(最高裁)

証拠調べのときに、弁護人の方で、奥さんとの関係はこうであるとか、その供述がどこまで信用できるのかという材料を尋問の中で出していないといけないと思われる。被告人の奥さんの供述は、本当のことを言っているのか、それとも個人的な関係があって、うそを言っているのかというあたりは、検察官の方の立場でも説明していくこと

になるであろうし、弁護人の方でもそういう材料を出していくことになるであろう。そこは聞いている人に分かるようにしないとイケない。

(最高裁)

人間関係が全然見えない状態で急に始まると、それがまた混乱に拍車をかけることになる。ストーリー形式を併せて活用するなど、ストーリー形式の役割をもう少し考えていくことも必要かとは思ふ。ただ、ストーリー性を持ち込んでいくと、やたらに詳しいものになってしまうと、ますますわけが分からなくなるということもあり得るので、場合によっては証拠調べの段階などで、前提事実をきちんと説明することになると思われる。

(松尾委員)

先ほども若干触れたが、争点整理というところにぴったり焦点を合わせて論議するとしても、現場にいた人以外にはよく分からない一種の情景描写というか、例えば、およそ何時何分くらいに事態がどうなり、その時その場に何人の人がいたのかとか、そういう点もつけ加える必要があると思われる。

(最高裁)

次に、証拠調べの在り方について、御議論いただきたい。この事件には、証拠として医師の供述調書がある。非常に長いもので、分かりにくいものである。これを重要な骨だけの形にしたもの、実際の裁判の現場では、これにしたがって、要旨の告知という形で行われるが、これがお手元の資料である(省略)。しかし、見ていただいてもお分かりのように、専門用語が数多く出てきており、おそらくそれでも判りにくいと思われるので(各委員頷く。)、直接、医師に法廷に来ていただいて証人尋問するとしてどうか。その証人尋問を工夫することにより、短時間で、裁判員の方に、分かっていただけになるのではないかと、そのような問題意識から、この部分もさわりの部分だけであるが、模擬実演してみたい。

(医師に対する証人尋問の模擬実演)

(医者への証人尋問 (検察官・証人))

Q 証人の立場を説明してください。

A 私は隼町病院の医者です。

Q あなたはこの事件の被害者を知っていますか。

A はい。事件当日に被害者の治療を行いました。

Q 被害者はどこか怪我をしていましたか。

A 右腕の上腕部と右手の掌に傷がありました。

Q 具体的にどこの部分か示してもらえますか。

A この部分です(右腕の上腕部と右手の掌部分を示す。)

Q それでは、被害者の右腕の上腕部の傷について簡単に説明してください。

A 刃物で刺されたことによってできた傷です。傷の幅は約5センチです。腕の外側の傷口から入った刃物は、上腕骨の前面をかすって、腕の内側の上腕動脈に達して切断しています(刃物の動きを身ぶりで示しながら話す。)。刃物は途中でねじれた動きをしています。

Q 刃物がねじれた動きをしたのは何故でしょうか。

A 刺した人が刃物をこじるようにしたのか、刺された人が体をひねったのかのどちらかであると思いますが、傷の状態だけからはそのどちらかまでは分かりません。

Q 被害者は胸を刺されそうになったので、体をひねって右腕で防ごうとしたところ、その右腕に刃物が刺さったとっていますが、この傷と矛盾しませんでしょうか。

A そうですね。矛盾しないと思います。

Q 被害者の怪我は生命に危険があるものなのでしょうか。

A 放置されれば出血性ショックにより生命の危険はあったと思います。

Q それでは、被害者の右手の掌の傷について簡単に説明してください。

A 刃物で傷つけられたもので、二列あります。

Q この傷から何か言えることがありますか。

A 刃物を握った後に、その刃物が引き抜かれたことでできた傷と考えられます(注：刃物の動きを身ぶりで示しながら話す。)。防御創といえます。二列あるのは、刃物が片刃であれば二回傷を負った可能性があります。防御創の場合は揉み合っただけで刃物が動くことがあるので断定はできません。

(最高裁)

今のは、かなり分かりやすかったのではないかと思うが、いかがか。大体のイメージをつかむことができたか。

(松尾委員)

今の証人尋問は、たしかに分かりやすかった。

(最高裁)

あるいはさらに人体図のようなものを持ってきて説明した方がもっと分かりやすいのかなという感じもするし、写真を見せるということも考えられるかなと思う。

(大谷委員)

実際に被害者が加害者の体に近づいていったのか、加害者が寄っていったのかでは、かなり違うと思われる。殺意でやったのか、たまたま、逃げたときに刺してしまったのかというあたりでも違ってくるので、そういうことも言わないといけないと思う。

(最高裁)

その点については、実は、傷が外側から内側に入っているということがかなり重要なところである。今一つは、2つ目の手の方の傷というものが2度目の攻撃に基づくものなのかということも、重要な問題である。2度目の攻撃に基づくものだとすれば、それは被告人がそれだけ強い攻撃意思を持っていたということにつながるわけだからである。その辺は本当はもっと立証として出てこなければいけないという感じがする。

(最高裁)

この情報の持っている意味は何なのかというところが分からないと、こんな傷があった、あんな傷があったと言われても、なかなか分からないのではないか。外側から内側に入ったということ、あるいは手のひらの傷というのが持つ意味は、被告人の弁解、あるいは被害者の主張に、どちらかが合致するなり、あるいは矛盾しないかというあたりの位置づけなり、評価なりをきちんと出していくと、もっと分かるのかなと思っている。

(最高裁)

証拠調べが始まる前に検察官や弁護人から、この証人の大事なことはこういうところであるということを書いてもらおうと、もっと分かりやすいと思われる。この点についてこういうところが私たちは大事だと、この点をよく聞いておいてほしいということを双方から

言ってもらえば、聞いている方も、漠然と聞いているよりは、今ここのことを言っているのかなというのがよく分かり、集中して聞けていただけるのではないかと思う。

(最高裁)

持っている意味というものを裁判官がどの程度話していくか。「争点については、これでもう間違いない。」などという断定的な言い方をしてしまうと、これはちょっと問題かと思われる。

(大谷委員)

そのあたりをへたにすると、誘導になると思うし、裁判官のサジェスションの仕方は課題になると思う。

(最高裁)

本来は、当事者から言ってくれるのが一番いい。検察官はこのように言う、こういう点をすごく重視していると言い、弁護人は違う見方があるということを使う方がいいと思う。裁判官も、ある程度証拠調べが進んでいないと、この判断はなかなかできず、説明はしづらいところがある。

(平木委員)

裁判官は、見ていて分かった、分かったと思っているかもしれないけれども、裁判員は分からないなと思いながらずっと聞いているということもあるように思われる。

(最高裁)

確かに、これまでは職業裁判官だけであるからそのような必要はなかったが、裁判員制の下では、裁判長は、法廷でも終始裁判員の顔を見ていて、どうも分かっていないようであれば、当事者に「もう一回今の部分を出してほしい。」というようなことをやらなければいけないだろう。

(平木委員)

そのように身がわりで言ってくれる人がいないと困る。裁判員からはそのようなことはちょっと言いづらい。

(大谷委員)

証人調べでは、今の裁判だと、補充的に裁判官が質問することが多い。これが裁判員制度になって、全部の裁判員が被告人に同情するような質問をしたりすると、どうになってしまうのだろうか。

(最高裁)

裁判員の質問権については、今はまだ議論になっていないけれども、制度設計としては、そういうことも可能である。

(大谷委員)

そのようなことになると、場合によっては、証人はたまったものではないような感じもするが。

(最高裁)

そのような心配を避けるために、質問する前に一旦引っ込んで、中間評議的なことをして、この人についてどういう可能性があるかということの評議をやり、その上でまた何が聞きたいかということ整理して、裁判官が聞くということも考えられよう。

(米本委員)

証拠として、生々しい現場の写真を見せられるということもあるのか。

(最高裁)

それは当然あるだろう。例えば、どこまで刃物が刺さっているのかということを見るために、そういう写真も出てくることもある。

(米本委員)

解剖実習が嫌で、理学部に行った者としては、願い下げというのが本音だが。

(最高裁)

検察官は、むごたらしいものを見せた方が刑が重くなるのではないかとということで、見せたいと思うかもしれない。もっとも、委員のような裁判員のことを考えれば、コンピューターグラフィック的なものを利用するなどの配慮も考えられるだろう。

(大谷委員)

被害者が女性といった場合には、プライバシーがあるから、配慮しなければならない。

(最高裁)



必要なものに絞っていく配慮が必要だし、その見せ方についても種々工夫していくことが必要であろう。

(最高裁)

今日は専門用語や職業用語も随分出てきたが、この点についてはどう思われるか。

(米本委員)

今の医者は、専門用語を使う方が正確だと確信している。普通の人に分かりやすく専門性を説明する医者は少なく、受け手が読み込まないといけないのが現状だ。逆に、今の医者に、普通の人に分かりやすく、特に文書で説明しろと言ったら、パニックを起こす。しかし、裁判員制ということになると、今日の模擬実演のように、法的な調書のほかに、具体的な説明をすることが必要だろう。

(平木委員)

配布されている今回の事件の要旨の告知は、医学と裁判の双方の専門用語が入っていて分かりにくい。

(大木委員)

専門用語の適切な説明が行われる必要性を感じる。裁判員になったとして、まず、裁判所に行くことに緊張感がある。それをときほぐしてほしい。また、分かりやすく説明する工夫をしてほしい。裁判員になるための条件、環境を整えてほしい。

(最高裁)

先般、全国の所長が集まる会場で、裁判員制度になった場合の裁判官の役割について議論されたが、今後は、コミュニケーションスキルを磨かなければならない、という意見が大勢を占めた。

(大木委員)

裁判員への事前の説明や講演、そしてマニュアルがあったとしても、いざ裁判員になったときは忘れてしまう。その都度説明してほしい。声をかけて、緊張感を解きほぐしてほしい。先日、NHKでインタビューを受けたが、最初は雑談から始まって、気分をうまくリラックスさせてくれた。

(大谷委員)

裁判員制度の中で、裁判官は解説者なのか、それともリーダーシップをとるのか。日本の裁判は結構細かいことをするので、裁判員にとって分からないことが多いと思う。今回の事件の検察官の冒頭陳述では、被告人の妻が、被害者に有利な証言をするとなっている。なぜ、被告人の妻が、被害者側の味方をするのか。裁判官が、この事件の人間関係の背景を説明したら、裁判員に先入観を持たせることになるからどこまで説明できるのか。これで本当に大丈夫なのか。

(平木委員)

裁判官は、カウンセラーのような役割を担うことになるのではないか。先程、コミュニケーションスキルを磨くという話が出たが、一般の人が思っていることと、裁判官が思っていることとを突き合わせる作業をしていく中で、裁判官が解説してしまうと、先入観を与えることになってしまう。一般の人の感情的、情緒的な言葉を言語化するのがカウンセラーの仕事なのだが、裁判員制度の中では、裁判官は、このカウンセラーの仕事をするようになるのではないか。

(最高裁)

裁判では、裁判員が、未体験の事実や相矛盾する主張を直感的におかしいと感じることがあるかもしれないが、それを裁判官との共同作業により、判決の形で論理として示すことになる。そのような構造を持つ事柄について裁判員の理解を得るためには、分かりやすく簡潔に説明するという要素や物語として少し膨らみを持たせるという要素、さらには確認や解説のプロセスを入れるのかといった要素があると思う。様々な分野の人に専門的な事柄を説明するときに、どのような工夫が考えられ、何がポイントになるかといった辺りのヒントを教えていただきたい。

(北川委員)

私は、裁判員にはなれないと思いながら聞いていた。今回の事件は、シンプルにしてあるためであろうが、被告人と被害者の体の大きさ、年齢、人生経歴等という事実が分からない。状況証拠が何かを考える場合、両人の関係が重要だ。例えば、体が小さくて負けるから刃物を持ったのに果たして殺意ありとなるのか。刺したか刺していないかということだと二元的な問題になるが、事件には背景があり、実際は多元的である。そのときの判断材料が問題である。裁判官と裁判員の関係について言うと、自分

が知事をやっていたときに、専門家の方にいろいろ行政改革のノウハウを聞いたが、専門家はスキルから入るので、やはり駄目と感じた。自分たちは、政治家であるので、鳥瞰的にものを見る。スキルは決して利点があるものではない。裁判はトータルな背景が見えるものでなければならないが、裁判官はスキルから入るのか、それともトータルから入るのかが問題である。

今一つは、今日の模擬実演を見ていて、自分がこの事件の裁判員だったとしたら、人の心理はどう動くのか、そうした心理について、裁判では、どういう状況証拠によって判断するのかについてよく分からないという印象だった。

(最高裁)

状況証拠については、冒頭陳述の段階で、もっと入れていかなければならないと思う。これらの証拠でこの状況証拠を立証する、そのような状況証拠がこれだけあるので、殺意の認定には十分であるといった証拠の構図、構造というものを併せて見せていく必要があるということだと思う。今回の事件は、単純化したため、スキルから入ってしまうという印象を与えたかもしれない。

(最高裁)

実は、今回の事件では、被告人と被害者の身長差が10センチメートルあり、年齢は同じくらいである。人間関係などを書き始めるとものすごく広がってしまうから、冒頭陳述では骨にしてしまったが、本当にこの動機だけで殺意があったのかというところは大きな問題として気になるところだろう。これは激情犯という切羽詰まったもので、今回の事件の説明ではよく出ていないが、証拠からは、そのあたりがよく分かる。

(平木委員)

裁判員は、心理学に関心をもっていたり、政治に関心をもっていたり、一人一人独特の傾向と関心事をもって裁判に参加する。これをどう整理するのか。もし裁判官が、「そこは関係ない。」と言われたら、それは、裁判官が引っ張っていることになるので、関係がないのかあるのかをはっきり話し合いながらやっていかなければいけないと思う。これはすごく難しいことだと思う。これまでの裁判の中では関係なかったことでも、裁判員が言うから何か意味があるかもしれないとすごく思っている。

(北川委員)

知事は、最終決定権者であるが、法的に判断するか、人情的に判断するか、何をもちょう判断するのかによって最終判断は異なってくる。裁判員制度の下では、その点がどうなのだろうか、そこが分かっていないと、裁判員になっても、不安になって逃げてしまうのではないか。

(大谷委員)

今回の事件では、弁護人の反論を聞くことができなかったが、争点は、上腕動脈に届いたことについて、こんな所まで刺したとするのか、そこまで止まったとするのかという点を、裁判官がどう解説するかで、殺意の認定が180度変わってしまう。他方で、裁判員は、サジェスチョンしないと分からないし、また、サジェスチョンだけでは裁判員が全部を理解することは無理だと思う。

(最高裁)

確かに我々には構成要件というものが念頭にあり、それを一番肝心なものだと考えて、何が重要な事実かという発想をしていくが、裁判員制になれば、我々がそれほど重要とは考えていない点について指摘されるかもしれないし、よく考えてみれば、非常に意味のある事実かもしれない。裁判官はその辺り、裁判員の視点が新たな視点になりうるということを十分考えながら、謙虚に対応していくことが大事だと思っている。

(田中委員)

状況は非常に多面的である。そうした複雑な現実を、裁判という場である意味でマッピングして、その上で、起承転結をつけて判決理由に書くことにどれだけ意味があるのかという議論は日本にもある。

(最高裁)

その点は、日本人の法意識、裁判に対する考え方というところとつながっていると思われる。

(松尾委員)

日本人は、被告人の生い立ちから始まって、何故こういう事件が起きたのか、すべてを知りたい、理解したいという欲求が強い。捜査機関も、被疑者の取調べをし、この被告人について、ある意味で、すべてを理解したというところで起訴する。例えば、殺人事件でも、人を殺したという事実だけで十分であるということになれば、動機は不要に

なるが、和歌山のカレー事件の報道のように、動機が認定されないのは、非常に異様な事態だという受け止め方になること自体このことを裏付けている。刑事司法について、何を基準として、何をみていくかというのが裁判員制の下での今後の難しい課題だと思う。

(最高裁)

長崎の少年の事件でも、なぜ事件が起きたのか理由を明らかにすべきであるという意見が出ている。あるいは、池田小学校の事件で、例えば、有罪、死刑という結論のみで判決が終わったとして、果たして日本人は納得するか。何故、あの学校が狙われたのか、何故、あのような事件が起きたのか明らかにすべきという意識がまだまだ日本には強い。しかし、裁判員制度を実践していく中で、このような日本人の法意識も変わっていくかもしれない、判決や裁判の内容というのはもっと割り切っていくべきだということに変わってくるかもしれないとは思っている。

(最高裁)

松尾委員のご論稿の受け売りであるが、日本人や中国人が「事実」と言ったときは、客観的な実在のことを示すのに対し、アメリカの「ファクト」というのは、作られた事実というような面がある。事実の追求といっても意味合いが違う。日本人や中国人は、一生懸命追求すれば、真実が分かるはずだという考え方を持っている。

(大谷委員)

例えば、長崎の事件では、どうやって殺されたのかより、なぜ殺されたのか、その社会的背景を明らかにすることが求められると思う。その点からすると、経緯、過程といったものを削ぎ落としてよいのか。

(田中委員)

恨みに思って刺したんだと言っているが、裁判員にもいろいろな心証を持つ人がいるだろうから、刺したことは間違いないけれど、動機は違うと思う人もいると思うが、どうなんだろうか。

(大谷委員)

日本の殺人の裁判では、被害者は、動機を書いていない判決には納得しない。(北川委員) アメリカでも、「殺意を持って強盗をした。」という場合と「妻子を殺されて復讐のために殺した。」という場合とでは、量刑が異なるのではないのか。

(最高裁)

そもそもアメリカの刑法自体が、客観刑法といわれており、そういう主観的な要素をできる限り排除している。計画的殺人であるのか、そうでないのかという程度である。したがって、池田小学校の事件などは、「この被告人が来て、被害者を刺殺した。」というだけで、審理は終わりになる。

(松尾委員)

日本の伝統には、きつい言い方になるが、すべてを明らかにして、できれば犯人が心からひれ伏して罪を認め、こうした過程を経て社会に復帰させようという気持ちがある。だから、動機が分からない、理由が分からないということになると、刑事司法の在り方として、あちこちに欠陥があるという考えに傾くということが今も続いていると思う。

(北川委員)

そうなるますます裁判員にはなりにくいなという気がする。

(最高裁)

裁判員制度の下では、評議の在り方ということも非常に重要になるので、次にこの点についてお聞きしたい。

(松尾委員)

今日の事件でいうと、殺意の有無については、裁判員の感覚を一番聞きたいところだろう。

(北川委員)

証拠のビジュアル化とか、プレゼンテーションをどうするかとかいうことよりも、まず、裁判所へは入りやすいか、入りにくいか、リラックスして裁判員になれるかどうかとか、そういうことを議論した方が早いような気がする。今までの改革というのは、本当を言うと、政治家の政治家による政治家のための政治改革と、官僚の官僚による官僚のための政治改革で、「Of the people, by the people」の「people」が全部抜けてしまっているから、何回やっても駄目なんだというところがあると思う。特に日本で何が欠けて

いるかという、「by the people」だと思う。被告人とか、そういう人達から見てどうなのかというところもないといけないのかなという感じがする。一般の人は、裁判所へ入りたくないとか、分からないという感じを受ける。これは基本的な親しみやすさの問題である。

(最高裁)

確かに、「裁判所前」というバス停を作っても、そこで降りると裁判所に行くことが他の乗客に分かってしまうので、そのバス停ではなく一つ先で降りて、歩いてくるという話があるくらいだ。

(北川委員)

「裁判沙汰」という言葉があるくらいだから。

(大木委員)

安心して、審理に専念できる環境、条件を整えることが重要だと思う。裁判員は、裁判官とは専門性が違う。裁判所に来て不快な思いをしたときに、守秘義務があるから外には言えないというのではなく、守秘義務はあるけれども、裁判員になった感想、意見を外部に発表し、役立てていけるようなシステムが必要だと思う。

(大谷委員)

最近、被害者対策がされている。和歌山カレー事件では、プロジェクターを使って、裁判官の判断の説明があった。東京女子医大の事件では、証人に示しているカルテをスクリーンに拡大して見せていた。そういう被害者にとっても裁判員にとっても分かりやすい裁判にする工夫がある。

(北川委員)

多数決により、民意をはっきりさせていかなければならないと思っていたが、他方で、真理や道理が支えていない民主主義は危うくなる。できるだけ裁判所をオープンにして親しめるようにしてもらおうと、気楽にしゃべれるかなというところもある。

(最高裁)

裁判の結論は、基本的には多数決ではなくて、みんながやはりここであるというぐらいいの一致できるところに持っていけるようなものにしなければならないと思っている。

(平木委員)

コンセンサスを目指せば、少数意見というのは必ず出るので、それは是非やってほしいと思う。

(北川委員)

部屋の形も重要である。ディベート型、ダイアログ型、ディスカッション型とかあると思う。この懇談会の席だと、対面している委員とは対立し、隣の席の委員とは、帰りに一杯やりますか、という気分になる。どこに座るかで話が決まってくるのだから、席について考えるのも重要だ。

(最高裁)

ある人は、裁判員の数の問題も、やはりこたつに座ってできるくらいの膝がくつつくような感じでやらなければ話ができない、大会議室でやろうとしたって、それは無理だということも考えるべきであると言われて、なるほどと思ったことがあった。

(北川委員)

だから私は対話でやった。ディベートではなしに、内発的に自分から出てくるダイアログ、そんな形で裁判員が分かりやすくするよりスピーディーにいくなればという気がする。

(松尾委員)

「裁判官」は、裁き判ずる官、というように恭しい用語であり、国民との間に何か壁をつくっているようになる。英米の「ジャッジ」という言葉には、尊敬の念を含んで使われもするが、ごく普通の言葉でもある。野球の審判だって「ジャッジ」という。

(北川委員)

県庁では、「財政課」、「指導課」、「人事課」、「管理課」というのがあった。その名前をはずしたら、職員は、県民のほうを見るようになった。人事局長や財政局長が強い組織は駄目だ。内部規律をよくするだけ、自分たちのことだけ見ていて、本来の主権者に対しては大変失礼な組織だということが分かった。

(大谷委員)

裁判員の人数はどうなっているのか。

(最高裁)



評議で実のある議論ができないと、判決理由を書けない。印象で判決することはあつてはならず、判決理由をきちんと書くためには、十分な議論が必要であるが、裁判所としても初めてのことであり、率直に言ってどのくらいの人数ならば実のある議論ができるのかよく分からない。裁判官が上手に進めればよいという人もいるが、例えば、一人一人の裁判員の皆さんの顔を見ながら、それこそ法廷でも、この人は分かっているようにだからもう一度質問を繰り返してくださいとか、もう少し工夫してくださいとか、どこまで目を配れるか、同じことは評議の場でも考えていかなければならないのだが、人数が過大になると自信が持てないというのが正直なところだ。

(大谷委員)

最高裁は人数の議論に関与しているのか。

(最高裁)

裁判所の方は、今申し上げたようなことも考えて、できるだけコンパクトでと言っている。裁判官3人で裁判員3人くらいが良いのではないかと話しているが、4人説、5人説、裁判官の3倍説、中には、裁判官1人で裁判員11人という意見もある。

(最高裁)

裁判所は、立場上、裁判員制度がどのようなものになるのか確定する前からPRすることは難しく、法律が通ったら、その周知期間に積極的にPRしていこうと考えているわけだが、先頃ある新聞には、裁判員制のPRについて弁護士会は熱心だが、裁判所はそうでもないというような記事を書かれた。その辺りのところも難しい。

(米本委員)

審議会意見書で、100年に1回の裁判制度がここまで変わってしまうというのは不思議だ。行政改革、政治改革なども、選挙制度の手直し程度でほとんど変わっていないのに、司法制度がこれだけ変わってしまうというのは、いわば裁判所が生体解剖にあっているようなものだ。裁判所は、実に紳士的に、審議会が決めたとおりに対応しているが、少なくとも日本の権力機構、制度の中で一番信頼を勝ち得ている裁判制度をここまでダイナミックに変えてしまってよいのかという気持ちがある。

(北川委員)

私も米本委員の意見に近い。民主主義というのは間違いをおかす危険もある。多数決ばかりでもうまくいかないという点は、是非しっかりとフォローしてもらわないといけない。

(米本委員)

日本のポリシーメイキングの悪いところは、陳情政治であったり、政治的なバランスの足して2で割るというところであり、例えば、試行実験とか、そのポリシーの基盤になった事実の実証的な調査がほとんどされないまま、霞が関にただ要求をするだけでやってきたというところにある。いろんな可能性をきちんと研究した上で最終答申があがってくるという例はほとんどない。裁判所は、良くも悪くも極めて紳士的な立場でやってこられているという感じがするが、本来は、最終的にこの制度を利用する社会の側がちゃんとバランスをとって考えていかないといけない。

(松尾委員)

裁判所の立場で考えると、裁判所としては、今まで日本の裁判を全力を挙げてきちんとやってきた、そういう意味での自負心は十分あるのだと思う。しかし、一方で、例えば、先程来お話の出ている国民と司法との距離それ一つを取り上げても、将来的にこのままでいいのかという反省もある。そのような些かアンビバレント(二律背反)だけれども、今回、全体的な司法制度改革の機会に、その点について一歩踏み出そうとしているのではないだろうか。

(米本委員)

日本の最終的な紛争解決の拠り所であり、非常に信頼に足るところを変える速度としては、あまりにも過激すぎないかという感じがする。

(大谷委員)

一番信頼度が高いところが、なぜこれほど変わらなければいけないのか。信頼度が低いところから変えていくべきではないのかなという気持ちだ。

(最高裁)

今回の司法制度改革を通じ、裁判所は、実証的、かつプラクティカルな検討が必要であると一貫して主張し続けてきた。本日の裁判員制度の取組みも、このような観点か

らの問題提起である。ご懸念があると思うが、裁判所は、実証的なベース、プラクティカルな検討を経てきているつもりである。

(最高裁)

私達も刑事裁判の限界というものをかなり見ている。そこを改めていくためには、裁判員制度は、ある意味では起爆剤になるかもしれないと思っているわけで、決して覇気がないわけではない。

(米本委員)

これまで、あまり批判されてこなかった裁判制度が、これだけ優等生的に変えるというのは、すごい話だと思う。しかし、その分慎重にやるべきであるというのが私の意見だ。

(2) 今後の懇談会の進め方

平成16年秋頃まで、約3か月に1度の割合で、懇談会を続けることとなった。

(3) 次回以降の日程

第10回:平成15年10月24日(金)午後3時~5時

第11回:平成16年1月26日(月)午後3時~5時

以上